

地域包括ケア病棟の運用開始について

～令和6年10月1日からスタート～

◆「地域包括ケア病棟」として 4階病棟 45床 が対象となります。

◆地域包括ケア病棟とは

急性期治療を経過した患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰に向けた医療や退院支援を行う病棟です。在宅での療養に不安があり、もう少し入院療養することにより社会復帰が可能な患者さんに、主治医をはじめ、看護師、リハビリスタッフ、医療ソーシャルワーカー等が連携し、退院後の生活復帰がスムーズに移行できるようにサポートさせていただきます。

◆入院期間について

状態に応じて調整しますが、地域包括ケア病棟へ入院後、最長 60 日間です。症状が安定しましたら、ご自宅、在宅系施設(特別養護老人ホーム、高齢者住宅、有料老人ホーム等)への退院となります。ただし、状態の変化により集中的な治療が必要と判断した場合は、一般病棟や他の病院へ転院することや、医療的なケアが継続して必要となった場合は療養病棟へ転棟する場合があります。

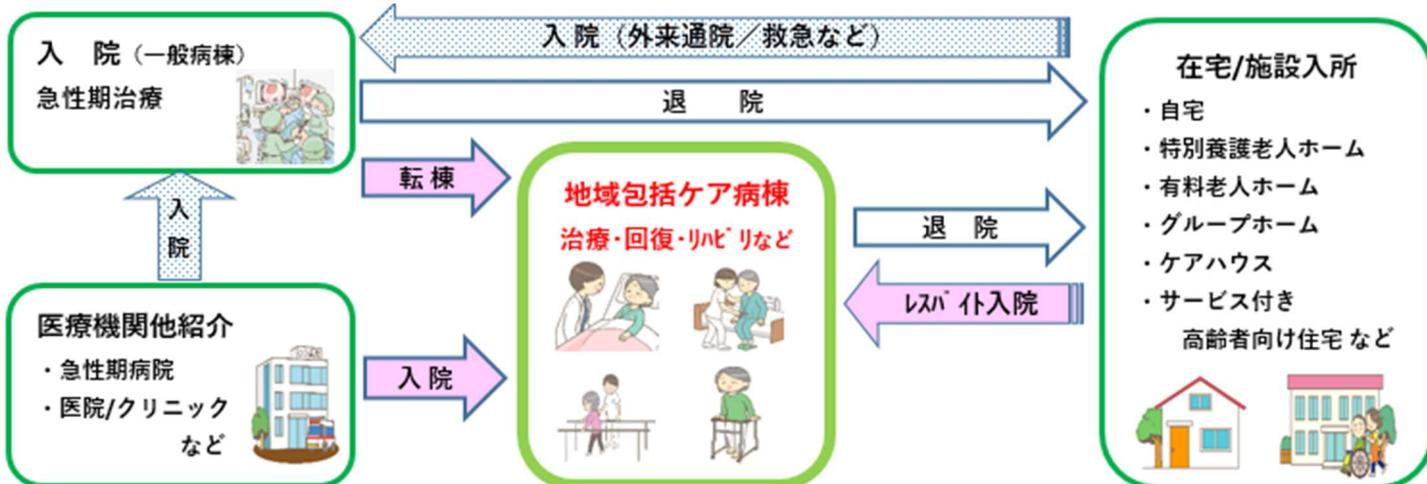
◆対象となる患者さん

- * 状態が改善したが、もうしばらく経過観察が必要な方
- * 在宅復帰に向け「リハビリ」が必要な方
- * 在宅復帰に向けて準備(各種介護サービスの準備/住宅改修/生活支援等)が必要な方
- * 在宅で介護されている方の疲労を軽減する目的の「休養」や、諸事情等により「一時的に自宅での療養継続が困難」な場合等の「レスパイト入院」を希望される方

◆入院費について

入院費は定額で、リハビリテーション、投薬料、注射料、処置料、検査料のほとんどが費用に含まれます。高額医療費の上限が定められており、一般病棟の場合と負担上限は変わりありません。入院費以外の個室料や病衣、おむつ代等は別料金となります。

◆入院から退院までのイメージ



◆問い合わせ先

美祢市立病院 地域連携室 (平日 8:30～17:00)

TEL: 0837-54-2110 / FAX: 0837-54-2111